

# 山梨県公報

第二千二百八十七号

平成二十四年

十二月二十日

木曜日

## 目次

### 告示

保安林の指定の予定……………七二七  
 道路の区域変更(二件)……………七二八  
 道路の供用開始(七件)……………七二八  
 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………七二〇

### 公告

指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)……………七二〇  
 土地改良区役員の退任及び就任……………七二一  
 公共測量の実施……………七二三

### 公安委員会

落札者等の決定について(二件)……………七二三  
 技能検定員等審査の実施……………七二四  
 正誤……………七二五

平成二十四年十月二十九日付第二千二百七十二号中……………七二五

## 告示

### 山梨県告示第四百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年十二月二十日

山梨県知事 横内正明

#### 一 保安林の所在場所

甲州市大町初鹿野字火造四七二二の一・四七二五(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。(四七二三、四七二五、四七二〇から四七二三まで、四七二四の一、字大見山四七二八の一、四七二八の二)

二 指定の目的

### 三 指定施設要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字火造四七二二の一・四七二五(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。(四七二三)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第四百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府山梨線
- 三 道路の区域

| 区 間  | 旧 新  |      | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--|------|------|-----------------|---------------|
|  | 旧    | 新    |                 |               |
| 山梨市市川字庭藏二二七三番の一地先から<br>山梨市市川字植田二二〇六番の一地先まで | 九五・一 | 四九・八 | 一六〇・〇           | 一三・七          |
|  |      | 五〇・五 |                 | 一三・七          |

**山梨県告示第四百四十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号
- 三 道路の区域

| 区 間                                       | 旧新の別          |              | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|---|---------------|--------------|-----------------|---------------|
|   | 新             | 旧            |                 |               |
| 山梨市北字下河原笛吹川右岸堤防敷地先から<br>山梨市北字下河原五八番の四地先まで | 一一・〇<br>三三二・六 | 一一・〇<br>一一・一 |                 | 一三八・一         |

**山梨県告示第四百四十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十日

山梨県知事 横内正明

| 道路の種類 | 路線名      | 区 間                                     | 延 長<br>(メートル) | 供用開始の<br>期 日  |
|-------|----------|---|---------------|---------------|
| 県道    | 四日市場上野原線 | 上野原市秋山字光満坊九五六八番の一地先から<br>上野原市秋山字板崎居海戸九五 | 一八三・〇         | 平成二十四年十二月二十一日 |

一〇番地先まで

**山梨県告示第四百四十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十日

山梨県知事 横内正明

| 道路の種類 | 路線名    | 区 間  | 延 長<br>(メートル) | 供用開始の<br>期 日  |
|-------|--------|--|---------------|---------------|
| 県道    | 大月上野原線 | 上野原市桑久保字金子四四三番の二地先から<br>上野原市桑久保字金子四四一番の四地先まで | 三六・〇          | 平成二十四年十二月二十一日 |

**山梨県告示第四百四十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十日

山梨県知事 横内正明

| 道路の種類 | 路線名     | 区 間                                    | 延 長<br>(メートル) | 供用開始の<br>期 日  |
|-------|---------|--|---------------|---------------|
| 県道    | 上野原丹波山線 | 上野原市大字西原字柳平六六五三番地先から<br>上野原市大字西原字南向六七一 | 四五一・〇         | 平成二十四年十二月二十一日 |

○番の一地先まで

### 山梨県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十日

山梨県知事

横内正明

| 道路の種類 | 路線名   | 区  | 延長（メートル） | 供用開始の期日       |
|-------|-------|--|----------|---------------|
| 県道    | 柳平塩山線 | 山梨市牧丘町千野々宮字坂ノ下<br>八四番の三地先から<br>山梨市牧丘町千野々宮字坂ノ下<br>九三番の一地先まで | 一四〇・〇    | 平成二十四年十二月二十一日 |

### 山梨県告示第四百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十日

山梨県知事

横内正明

| 道路の種類 | 路線名          | 区  | 延長（メートル） | 供用開始の期日      |
|-------|--------------|--|----------|--------------|
| 県道    | 下神内川石和温泉停車場線 | 笛吹市石和町松本字前河原一〇<br>七七番の一地先から<br>笛吹市石和町松本字前河原一〇<br>六八番の二地先まで | 六五・〇     | 平成二十四年十二月二十日 |

### 山梨県告示第四百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十日

山梨県知事

横内正明

| 道路の種類 | 路線名  | 区   | 延長（メートル） | 供用開始の期日       |
|-------|------|---|----------|---------------|
| 一般国道  | 一四〇号 | 山梨市北字下河原笛吹川右岸堤防敷地先から<br>山梨市北字下河原五八番の四地先まで | 一三八・一    | 平成二十四年十二月二十五日 |

### 山梨県告示第四百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十日

山梨県知事

横内正明

| 道路の種類 | 路線名   | 区                                       | 延長（メートル） | 供用開始の期日       |
|-------|-------|---|----------|---------------|
| 県道    | 甲府山梨線 | 山梨市市川字庭藏二七三番の一地先から<br>山梨市市川字植田一一九八番地先まで | 九七・〇     | 平成二十四年十二月二十五日 |
|       |       | 山梨市北字中片瀬二一六六番地先から<br>山梨市北字東上町一八八番の一地先まで | 九三〇・〇    |               |

**山梨県告示第四百五十二号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三十条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十日

山梨県知事 横内 正明

|    |            |   |      |   |   |   |   |    |   |    |
|----|------------|---|------|---|---|---|---|----|---|----|
| 藤沢 | 急傾斜地崩壊危険区域 | 昭和六〇年五月九日山梨県告示第一八六号中の標柱一号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一一号の標柱を結んだ線、一一号から一八号までの標柱を順次結んだ線、一八号の標柱と同告示中の標柱二号を結んだ線及び同標柱と同告示中の標柱一号を結んだ線に囲まれた区域。 | 標柱番号 | 郡 | 市 | 町 | 村 | 大字 | 字 | 地番 |
|    |            |   | 一八   | 同 | 同 | 同 | 同 | 同  | 同 | 同  |
| 一一 | 同          | 同   | 同    | 同 | 同 | 同 | 同 | 同  | 同 | 同  |
| 一二 | 同          | 同   | 同    | 同 | 同 | 同 | 同 | 同  | 同 | 同  |
| 一三 | 同          | 同   | 同    | 同 | 同 | 同 | 同 | 同  | 同 | 同  |
| 一四 | 同          | 同   | 同    | 同 | 同 | 同 | 同 | 同  | 同 | 同  |
| 一五 | 同          | 同   | 同    | 同 | 同 | 同 | 同 | 同  | 同 | 同  |
| 一六 | 同          | 同   | 同    | 同 | 同 | 同 | 同 | 同  | 同 | 同  |
| 一七 | 同          | 同   | 同    | 同 | 同 | 同 | 同 | 同  | 同 | 同  |
| 一八 | 同          | 同   | 同    | 同 | 同 | 同 | 同 | 同  | 同 | 同  |

**公 告**

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を南部町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年十二月二十日

山梨県知事 横内 正明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 | 通知の相手方 |
| 南巨摩郡南部町成島字豊ヶ峯八六    | 諏訪教夫   |

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

南部町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年十一月二十六日山梨県告示第四百十八号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年十二月二十日

山梨県知事 横内 正明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 指定施業要件変更予定保安林の所在場所               | 通知の相手方 |
| 南巨摩郡富士川町鯉沢字柏木立六七四八（次の図に示す部分に限る。） | 望月富春   |

南巨摩郡富士川町駅前通二丁目字沢ノ戸三八八六、  
三八八七 高野義一

南巨摩郡富士川町十谷字石倉二〇九三 望月正一、望月紀子

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
富士川町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年十二月三日山梨県告示第四百二十六号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十  
条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、  
通知の内容を南部町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十四年十二月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所 通知の相手方

南巨摩郡南部町井出字秋間一九三七 佐野好美

南巨摩郡南部町井出字源平一七九一 藤巻貞男

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
南部町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年十二月三日山梨県告示第四百二十七号

● 土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、白根  
土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
平成二十四年十二月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退任

| 役職名 | 氏名    | 住 所         | 退任年月日       |
|-----|-------|-------------|-------------|
| 理事  | 河西 進一 | 南アルプス市有野七八九 | 平成二十四年十二月二日 |
| 同   | 内田 誠  | 同 下今諏訪四九五   | 同           |
| 同   | 雨宮 進  | 山梨市市川一八〇二   | 同           |

|        |        |       |       |        |         |        |         |       |        |         |        |        |        |          |         |       |        |               |   |
|--------|--------|-------|-------|--------|---------|--------|---------|-------|--------|---------|--------|--------|--------|----------|---------|-------|--------|---------------|---|
| 同      | 監事     | 同     | 同     | 同      | 同       | 同      | 同       | 同     | 同      | 同       | 同      | 同      | 同      | 同        | 同       | 同     | 同      | 同             | 同 |
| 清水重仁   | 小林孝夫   | 手塚公男  | 手塚光裕  | 中込孝雄   | 小野喜久    | 手塚朝晴   | 深澤利夫    | 中澤輝也  | 中込國彦   | 中澤恒徳    | 飯野昭夫   | 米山益貴   | 中沢宏伍   | 河西正彦     | 森谷勝樹    | 矢崎政彦  | 桜本英人   | 久保田松幸         |   |
| 同      | 同      | 同     | 同     | 同      | 同       | 同      | 同       | 同     | 同      | 同       | 同      | 同      | 同      | 同        | 同       | 同     | 同      | 同             | 同 |
| 百々二九一八 | 飯野三二〇八 | 西野二五五 | 西野一五〇 | 西野二六二六 | 上八田二二八七 | 上八田五八七 | 百々三〇三三一 | 百々二七〇 | 在家塚一九二 | 在家塚一七七六 | 飯野三九〇五 | 飯野二七〇九 | 飯野一七四八 | 曲輪田新田五九六 | 飯野新田七六九 | 有野三六一 | 有野一一七〇 | 南アルプス市上今諏訪四三七 |   |
| 同      | 同      | 同     | 同     | 同      | 同       | 同      | 同       | 同     | 同      | 同       | 同      | 同      | 同      | 同        | 同       | 同     | 同      | 同             | 同 |

| 二 就任    |        |        |        |       |        |        |        |        |          |          |      |              |           |       |               | 同  |     |    |       |             |       |     |   |   |
|---------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|----------|----------|------|--------------|-----------|-------|---------------|----|-----|----|-------|-------------|-------|-----|---|---|
| 同       | 同      | 同      | 同      | 同     | 同      | 同      | 同      | 同      | 同        | 同        | 同    | 同            | 同         | 同     | 同             | 理事 | 役職名 | 氏名 | 住     | 所           | 就任年月日 | 同   |   |   |
| 小田切昇    | 志村一馬   | 中澤暢雄   | 清水文法   | 中込忠次  | 齊藤秀人   | 秋山榮雄   | 川手政雄   | 米山徳寛   | 河西正彦     | 浅利覚      | 塩谷一郎 | 櫻本秀雄         | 雨宮進       | 矢崎政彦  | 久保田松幸         | 氏名 | 住   | 所  | 就任年月日 | 同           | 手塚祐輔  | 同   |   |   |
| 上八田一〇三四 | 上八田六九〇 | 百々一三五三 | 百々三六三九 | 在家塚九五 | 在家塚八五九 | 飯野二五二二 | 飯野二二八三 | 飯野一五七四 | 曲輪田新田五九六 | 飯野新田一〇四〇 | 塩前七四 | 南アルプス市有野一一三三 | 山梨市市川一八〇二 | 有野三六一 | 南アルプス市上今諏訪四三七 | 氏名 | 住   | 所  | 就任年月日 | 平成二十四年十二月三日 | 同     | 西野三 | 同 |   |
| 同       | 同      | 同      | 同      | 同     | 同      | 同      | 同      | 同      | 同        | 同        | 同    | 同            | 同         | 同     | 同             | 同  | 同   | 同  | 同     | 同           | 同     | 同   | 同 | 同 |

|        |        |           |            |           |         |         |         |
|--------|--------|-----------|------------|-----------|---------|---------|---------|
| 同      | 同      | 同         | 同          | 同         | 同       | 同       | 同       |
| 長谷部 浩  | 小野 正敏  | 功刀 好和     | 久保田 公雄     | 山本 郁男     | 米山 直紀   | 戸澤 敏郎   | 長谷部 弘幸  |
| 同      | 同      | 同         | 同          | 同         | 同       | 同       | 同       |
| 西野 二六六 | 西野 一九五 | 西野 二九七四 二 | 上今 謙訪 一七二三 | 下今 謙訪 四八四 | 飯野 一〇七四 | 百々 二四四五 | 西野 二二三九 |
| 同      | 同      | 同         | 同          | 同         | 同       | 同       | 同       |

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十四年十一月二十八日付けで山梨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。  
平成二十四年十二月二十日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 作業種類 公共測量（土地区画整理事業・公共測量成果の座標補正）
  - 二 作業期間 平成二十四年十二月三日から平成二十五年三月八日まで
  - 三 作業地域 山梨市大字上神内川地内

公安委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年十二月二十日

山梨県警察本部長 真 家 悟

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

事件対策システム構築業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部刑事部捜査第一課 山梨県甲府市丸の内一丁目九番十九号

三 落札者を決定した日

平成二十四年十二月五日

四 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号

五 落札金額

八千四百九十万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十四年十月二十五日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十四年十二月二十日

山梨県警察本部長 真 家 悟

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

総合指揮システム構築業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部警備部警備第二課 山梨県甲府市丸の内一丁目九番十九号

三 落札者を決定した日

平成二十四年十二月五日

四 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号

五 落札金額

九千九百八十万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十四年十月二十五日

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十四年十二月二十日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

一 審査の種類

1 技能検定員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許をいう。以下同じ。）及び大型自動車第二種免許等（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。）に係る各技能検定員審査

2 教習指導員審査

大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

1 審査日時

平成二十五年一月二十二日（火）、一月二十四日（木）、一月二十五日（金）及び一月二十八日（月）の午前九時から午後五時まで

2 審査場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成二十四年十二月二十五日（火）から平成二十五年一月十日（木）まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 二万三千五百円

(二) 普通自動車免許 一万九千六百五十円

(三) 特定第一種運転免許 一万四千五百円

(四) 大型自動車第二種免許等 二万八千五百円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許 一万五千元

(二) 普通自動車免許 一万千八百円

(三) 特定第一種運転免許 九千四百五十円

(四) 大型自動車第二種免許等 一万二千八百五十円

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し、申



請するに。

# 正 誤

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|---|---|---|

平成二十四年十月二十九日付山梨県告示第百八十四号（保安林の指定の解除の予  
定）

|     |   |        |       |                    |
|-----|---|--------|-------|--------------------|
| 六二〇 | 上 | 終わりから三 | 八五二の四 | 八五二の四（以上五筆国<br>有林） |
|-----|---|--------|-------|--------------------|

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番